

愛媛県における学校体育(1)

—明治期の小学校体育について—

兵 頭 寛

(保健体育研究室)

(昭和60年10月11日受理)

目 次

はじめに

1. 学制時代の体育
2. 教育令時代の体育
3. 小学校令時代の体育
4. 改正小学校令時代の体育
5. 遠足運動会

おわりに

はじめに

明治5年(1872)の「学制」に体育が「体術」として登場して以来一世紀が経過した。その間、教科の名称はもとより学習内容、指導法等様々な変遷を経て今日に至っている。体育科は、今日でこそ他教科と対等の市民権を得ているが、頭初は授業時間以外の教科として扱われ、授業の合間における5分程度の「遊戯」から出発し、授業時間を少しずつ延長する努力を重ねながら正科の位置を獲得した紆余曲折の歴史がある。このような歴史過程を辿ることは、体育科を発展させるために意義深いことである。

地域を愛媛県に限定したのは、教育とりわけ体育科教育の歴史や風土を理解することが体育科教育の指導に有効に機能すると考えられるからである。

愛媛県の教育や体育に関しては、すでに「愛媛県教育史第1巻～第3巻」¹⁾や、「愛媛県体育史」²⁾などが研究出版されている。しかし、前者は主として教育一般に関するものであり体育科教育という観点からの資料の検討は不十分である。後者は、学校体育よりも社会体育に資料収集の力点が置かれ、資料に片寄りがみられる。本研究の目的は、本県における体育・スポーツの歴史を学校体育という観点から検討することである。

1. 学制時代の体育

学校体育の第一歩は、明治5年(1872)9月5日の「学制」(文部省布達)³⁾にはじまる。すなわち、

学制第27章の下等小学教科には「養生法」と「体術」があげられている。ところが、学制の実施方法を示した「小学校教則」(明治5年9月7日 文部省布達第4号)には体術は取り上げられていないし、それに関する付記すら見当たらない。内容についてはもちろん不明である。つまり、小学教科に示された体術は、事実上は空文にとどまっている。

これが明治6年(1873)5月19日の「改正小学校教則」(文部省布達第76号)では、小学校の体操が、つぎのように、はじめて具体的に示された。

「毎級体操ヲ置ク、体操ハ1日1、2時間ヲ以テ足レリトス、樹中体操法図、師範学校板体操図等ノ書ニヨリテナスヘシ」³⁾

とやや具体化されてきている。しかし、毎日1時間ないし2時間の体操実施を定めた規定は非現実的なものであった。ここで注意を要することは、明治5年の学制では「体術」と称せられているが、同6年の「改正小学校教則」では、体術にかわって「体操」の用語が使用されていることである。

愛媛県についてみると、石鉄県⁴⁾第2中学区第11大区(野間郡、風早郡)の明治5年(1872)壬申10月提出になる「変則小学校教課」がある。これによると、学制規定の正則によらずして“素読”“習字”“算術”に絞った変則の教科編成で初等教育を行なっていたことを知ることができる⁵⁾。

この変則の教科編成による初等教育の状況は、明治6年(1873)2月に愛媛県が誕生して以降も継続されており、こうした状況を克服すべく同8年(1875)に東京師範学校の「小学教則」に準拠する方向を打ち出している。

表1 明治9年愛媛県下等上小学校教則表

下等小学教則		第8級	第7級	第6級	第5級	第4級	第3級	第2級	第1級
級 教科		第8級	第7級	第6級	第5級	第4級	第3級	第2級	第1級
読本	五十音図、伊呂波図、濁音次清音図、単語図、連語図、小学綴字書	東京師範学校小学読本巻ノ一	同左小学読本巻ノ二、三、地理初歩	同左小学読本巻ノ四、日本地誌略巻ノ一、本県地理書	同左小学読本巻ノ五、日本地誌略巻ノ二	日本地誌略巻三、四、日本略史巻、一	日本略史巻ノ二、萬国地誌略巻ノ一、二	萬国地誌略巻ノ三、萬国史略巻ノ一、二	
問答	単語図(諸物の性質用法)	人体ノ部分、通常物色ノ図	地理初歩ノ要、点線度形体、地球儀	地誌地図(本県地図、畿内、東海道図)	地誌地図(東山、北陸道ノ図)	日本略史地誌地図(山陰、山陽、南海、北海道ノ図)	日本略史、萬国地誌略地図	萬国地誌略、萬国史略地図、博物図	
書取	五十音、単語、連語(仮名)	単語、連語	小学読本中ノ字句	—	—	—	—	—	—
作文	—	—	—	単語読本中ノ字句ヲ題トシテ容易ノ文	前級ヨリ精詳ノ文	口授綴文法	容易キ手紙ノ文	贈答私用文	
算術	数字図、算用数字図、加算九々図(数へ方書方位取)	加算減算九々図	加法、減法、加減法、暗算	乗法加減、乘法暗算	除法四則合法(容易問題)暗算	四則合法(応用問題)容易分数	分数(容易問題)暗算	小数容易キ比例、暗算	
習字	習字本(仮名ノ字形書法)	楷書臨本(16~20字)	同左(25~30字)	行書習字臨帖(25~30字)	同左	草書臨帖(30字以上)	同左	同左	同左

明治9年(1876)にいたり、愛媛県第五課(学務課)では愛媛県内共通の「小学校規則」の制定を決意し、愛媛県師範学校長松本英忠にその作成を命じた。松本は東京師範学校編成のものと同様、愛媛県の各大区から提出された校則を参酌して同年9月12日規則案を県に提出した。県当局では内藤素行らが若干の加筆修正して同年10月2日に「愛媛県小学校規則」(愛媛県布達⁶⁾)として公布した。

愛媛県小学校規則によると、小学校は上等と下等に区分され、それぞれ第8級から第1級の編成となっている。この小学校規則の教則に示された体操の内容をみると、下等小学校第8級から第5級には「適宜遊戯」を、第4級から第1級には「容易なる筋節運動」をさせ、上等小学校第8級から第1級には「体操書」⁷⁾によって教えるとしている。

当時の本県においては、小学校教則に示された体操がどの程度実施されていたかについては不明である。明治6年の改正小学教則で「毎級ニ体操ヲ置キ、1日1・2時間ヲ以テ足レリ」としたことは、一見体操に多くの時間が割り当てられていたかのような印象を受けるが、実際には極めて少数の時間があてられ、中にはこれを実施しない所も少なくなかった。⁸⁾

本県が小学教則の参考にしたとされている東京師範学校附属小学校の「下等小学教則」(明治6年)によると、「体操時間定リナシト雖モ5・6分宛1日兩三度スヘシ。モットモ教師ノ意ニ任ス。」と実施の程度が示されている。⁹⁾同7年は同様の方式で、体操図により各級共10時、11時、午後2時に夫々5分宛実施したとなっている。しかも、体操は毎週の授業30時間の外であり、一般教科とは区別して取扱われていたことが明らかである。⁹⁾

本県の小学校教則によると「毎週30時間」の修業となっていること。上等小学教則の体操に「体操書」が手引書として用いられていること、東京師範学校の小学教則によったとされている明治9年時久万小学校下等小学第8級課業時間表に示された遊戯の時間が10分間であること及び本県小学教則の編成過程から勘案すると、体操の時間は10分程度であったと推察される。

表2 明治9年時久万学校下等小学校第八級課業時間表

暑 半 期	自 四 月 一 日 至 九 月 三 十 一 日	日 曜 日 休 業		月 ~ 土		寒 半 期	自 十 月 一 日 至 三 月 三 十 一 日	日 曜 日 休 業		月 ~ 土	
		自	至	読 物	遊 戯			書 取	遊 戯	口 授	遊 戯
		自7時30分	至8時30分	読 物			自8時20分	至9時30分	読 物		
		自8時30分	至同40分	遊 戯			自9時30分	至同40分	遊 戯		
		自8時40分	至9時10分	書 取			自9時40分	至10時10分	書 取		
		自9時10分	至同20分	遊 戯			自10時10分	至同20分	遊 戯		
		自9時20分	至同50分	口 授			自10時20分	至同50分	口 授		
		自9時50分	至10時	遊 戯			自10時50分	至11時	遊 戯		
		自10時	至11時	算 術			自11時	至12時	算 術		
		自11時	至11時10分	遊 戯			自12時	至午後1時	屋 食		
		自11時10分	至12時10分	習 字			自1時	至2時	習 字		

愛媛県では、明治11年(1878)3月に下等小学教則を高等教育を受けるに必要な甲種と日常卑近な教養を身につけさせる乙種に分け、更に同年6月には年間就学の困難な子女に適用す

る三種教則を設けた。この3種の下等小学教則のうち体操教科は甲乙の2種にしか設けられていない。なお、学齢児童の就学率は、明治9年31%、同10年32%に過ぎず、全国平均38%、39%を大きく下まわっていた⁶⁾。

一方、この頃の体操の内容は、必ずしも文字通りの体操に限定されていたわけではなく、休み時間の合間、すなわち休憩時間に位置づけられていたことからみれば、「遊戯」や「遊歩」が体操と同一視されていたことは明らかである¹⁰⁾。

要するに学制下では、体操の必要性を認め制度面から鞭撻するところがみられたが、現実には教育関係者の関心が低く、体操の実施にまで手が届かなかった状況がうかがわれる。

2. 教育令時代の体育

「学制」に示された教育内容が生活実状に程遠いものであり、かつ画一的に教育を強いられる状況のもとで、次第に不満を示しはじめ、このため明治10年頃から学事の停滞が一般化するに至った。このような状況に対処して文部省は、学制の机上案的性格を修訂して新たに初等教育を規定し直す必要に迫られ、明治12年(1879)9月、学制を廃止して「教育令」(明治12.9.29 大政官布告40)¹¹⁾を公布した。

これは、「小学教育令」と呼ばれたように初等教育を中心にして学制を大きく修正したものである。まず「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所」と規定し、学齢期間8年をその学期とし、事情によって4年まで短縮し得るとした。つまり、4年を小学校の最低修学年限としたのである。

小学校の基本的な学科目として読書、習字、算術、地理、歴史、修身の6科目に重点が置かれ、体操は土地の状況によって加えることができる加設科目となった。

制度の上からみれば、必修科目として扱われていた体操が、選択科目となったことは、確かにその後退を意味するものであるが、従来必修として示されていても実施されなかったこと、実施しても授業の外において行われる程度であったことからすれば「土地の状況に随って行う」選択科目となってもさほどかわらなかつたわけである。実際、教育の現場でどの程度実施されたかという点、当時の体操に対する考え方、指導者の問題から推測して極めて悲観的な想像に傾かざるを得ない¹²⁾。

明治6年神奈川県では、小学校教師検査規則を定めている。それによると、「教師を分ち句読教師、習字教師、算術教師の三種類とし」とあるように読書算が中心となっており、体操教師のことについては触れていない。

また、明治10年(1877)愛媛県師範学校には漸成科と急成科が置かれているが、その教則摘要によると体操は教科の地位を得ているものの毎日5時間の授業の外に置かれている¹³⁾。更に、同14年(1881)の「小学校教員免許状授与方心得」(明治14年7月 文部省告示)¹⁴⁾でも、「体操は之を検定せざるも妨げなし」と示されており、教科としての地位は脆弱である。

当時の小学校教員は、旧藩学時代の藩学の教師又は寺小屋の師匠あがりの者が多く、正式に教員たる課程を修めたる者はまれであった。

「学制」実施後あらわれた就学の停滞は、教育の地域化を目ざした教育令をもってしても打開できず、政府は現状への妥協よりは本来の原則を強力に推進することにより、この停滞を打開しなければならない立場を明らかにし、明治13年(1880)12月教育令を改正公布した。

小学校の編成は翌14年5月制定の「小学校教則綱領」(文部省¹²)により、初等科3年、中等科3年、高等科2年と定めた。

この小学校教則綱領によって随意科目であった体操が正科に返り咲き「毎日凡ソ20分間適宜課スヘシ」と定められた。体操の内容は、「初等科ノ初ハ適宜ノ遊戯ヲ以テ之ニ充テ漸次徒手、運動ニ及フヘシ中等科及高等科ニ至テハ兼テ器械運動ヲナサシムヘシ」(第25条)となっている。

この綱領に基づいて作成され、明治15年(1882)1月13日に公布された愛媛県小学校教則では体操は正科の位置を与えられ、次のように規定されている。¹⁵⁾

体操ハ初等科ノ初ニ在テハ適宜ノ遊戯ヲ以テ之ニ換ヘ、漸次徒手運動ヨリ器械体操ニ及ホシ、応分ニ身体ヲ運動セシメ、生徒ヲシテ精神ヲ活発ナラシメ課業ヲ厭倦セシメサランコトヲ要ス、但村落ハ遊戯ノミニ止マルモ妨ケナシト雖モ教師コレヲ監督スルハ勿論トス

これによって明らかなように、体操の内容は、遊戯、徒手運動、器械運動の三つがとりあげられている。

この時期の小学校教員は、師範学校卒業生がようやく主流になりはじめたが、数的には検定で免許を得た教員が多数を占めていた。教員の資格を得る検定試験に体操は含まれていなかったため体操への関心はうすく、体操科の充実は遅々たるものであった。

わが国最初の近代体育研究所兼体育教師の養成所が「体操伝習所」¹⁶⁾と銘うって設立されたのは明治11年(1878)である。生徒は毎月6円の給費を受け、卒業後3ケ年は文部省指定の職につかねばならなかった。注目すべきことは、「但奉職年限ハ2ケ年ニ超ユ可ラス」と規定されていることである。これは恐らく、当時伝習所の卒業生の数が極めて少数であり、しかも彼等は新体育法の体得者であると共に、その伝達普及者として活躍せねばならなかったため一ケ所に長年月勤務することをさけ、適宜の配置転換によって、新体育法の急速普及を企図したものであろう。¹⁷⁾

愛媛県における体操教員の養成については、「本県師範学校沿革誌」に、明治14年「9月体操伝習所卒業生佐久間鉄次郎学務課御用係に任じ本校兼務を命ぜられ体操科を教授す。従来該科は撃剣若しくは運動等を以て之に当てたりしに是に至り初めて之を課せり。」と述べられている。¹⁸⁾したがって、本県において本格的に体操が教授されるようになったのはこれ以後のことであろう。

3. 小学校令時代の体育

明治18年(1885)12月内閣制度を創設し、初代文部大臣に森有礼が就任した。森有礼は、来るべき立憲政体施行に相応する教育制度の国家的体制化を意図して全般的な教育改革に着手したが、その一環として翌19年(1886)4月単行勅令による最初の「小学校令」(勅令¹⁴ 明治19年4月10日)を公布した。

この小学校令において初めて学齢児童の就学につき「義務」という表現が用いられた。¹⁹⁾小学校令に基づいて同年5月25日に公布された「小学校ノ学科及其程度」(文部省令⁸ 明治19年5月25日)において小学校は尋常小学校と高等小学校の2段階に分け、修業年限はそれぞれ4年と定めてい

る。(第1条)

体操は尋常・高等のいずれの小学校にもとりあげられている。そして唱歌と一緒に時間配当がなされ、尋常小学校では毎週6時間、高等小学校では毎週5時間となっている。(第9条)、体操の内容や程度をみると、「体操ハ幼年ノ児童ニハ遊戯稍長シタル児童ニハ軽体操男児ニハ隊列運動ヲ交フ」(第10条)としている。これによって、体操は公式に正科として確立された。

明治19年(1886)12月3日の「愛媛県小学校教則」ではその要旨と順序について次のように明記し、その程度において尋常小学科第1・第2学年遊戯、第3・第4学年矯正術、高等小学校第1・第2学年啞鈴・球竿、第3・第4学年行列運動とし、各学年とも毎週6回3時間行うこととした。²⁰⁾

要旨 児童ヲシテ軀幹四肢ノ動作ヲ敏捷ニシ、心身機能ノ強健ヲ得セシムルニ在リ

順序 児童協同シテ相楽ムヘキ良方ト安全ナル玩具トヲ用キテ諸種ノ遊戯ヲナサシメ、普通体操ハ先ツ姿勢ヲ整ヘ然ル後十分ニ其技ヲ演セシメ、身体ノ發育ヲ平等ニシ健康ヲ全ウラシメンコトヲ主トスルカ故ニ矯正術ヲ先キニシ、之ニ次テ徒手、啞鈴、球竿ノ諸技ニ及ホシ、尚進シテハ行列運動ノ法ヲ演セシムヘシ

この時期、学校体操としての普通体操²¹⁾が軌道に乗りはじめている。

明治21年(1888)4月に政府は地方自治制度を体系化した「市制」・「町村制」を制定した。これによって愛媛県では町村合併が進められ、同22年12月には唯一の市として松山市が誕生した。

明治23年(1890)10月30日教育勅語が發布された。ここに、日本教育の根本方針が確立し、その後は教育勅語が国民教育及び国民道徳の基本とされ、国家の精神的支柱として重大な役割を果たすことになった。

地方自治制の実施、憲法の制定、教育勅語の發布にとともに、教育制度をこれに適応させるために同23年(1890)10月7日に小学令が全文改正された。

この「小学校令(全改)」(明治23年10月7日^{勅令第215号})で特筆すべきことは、小学校教育の目的を明示したことである。すなわち「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」(第1条)としている。改正小学令では小学校を尋常小学校と高等小学校に分け、尋常小学校の修業年限は3年または4年とし、高等小学校は2年、3年または4年としている。

教科についてみると、尋常小学校では、体操は土地の状況によって欠くことができるとなっており、体操が随意科目に格下げとなっている。

明治23年(1890)の改正小学校令第12条に基づいて同24年(1891)11月17日「小学校教則大綱」(明治24年11月17日^{文部省令第11号})が定められた。それによって、体操科の指導要旨とその順序は次のように明確に示された。愛媛県では同25年(1892)8月に定めた「小学校教則」でこれを踏襲した。

体操ハ身体ノ成長ヲ均斉ニシテ健康ナラシメ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼ネテ規律ヲ守ルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス。

尋常小学校ニ於テハ初ハ適宜ニ遊戯ヲ為サシメ、漸ク普通体操ヲ加ヘ授クヘシ

高等小学校ニ於テハ男児ニハ主トシテ兵式体操ヲ授ケ女児ニハ普通体操若クハ遊戯ヲ授クヘシ

土地情況ニ依リテハ体操ノ授業時間ノ一部若クハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戸外運動ヲナサシメ又夏季ニ於テハ水泳ヲ授クルコトアルヘシ
 体操ハ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ要ス

体操の目的が明示されたのは、この小学校教則大綱がはじめてであり、意義あるものといえる。

内容は、遊戯、普通体操、兵式体操、戸外運動、水泳からなっており、このうち、遊戯、普通体操、兵式体操は学年に応じて配当するようにしている。また、体操科に配当される時間は尋常小学校では毎週3時間、高等小学校では男子3時間、女子2時間となっている。しかしながら尋常小学校においては、体操科は随意科目の中に加えられている。

この教則で注目すべきは、兵式体操が軽体操と並んで学校体育の中に取り入れられるようになったことである。兵式体操なる用語が学校体操に登場したのは明治19年(1886)文部省の「兵式体操要領」からである。それまで「歩兵操練」と呼ばれていたものを「兵式体操」と改称して体操科の内容として包含させたのである。

表3-1 明治25年時尋常小学校教科(体操)課程表

学年	毎週授業時数	第1学年	毎週授業時数	第2学年	毎週授業時数	第3学年	毎週授業時数	第4学年
教科目								
体 操	3	遊 戯	3	遊 戯 普通体操	3	同 左	3	遊 戯 普通体操 男兵式体操

表3-2 明治25年時高等小学校教科(体操)課程表

学年	毎週授業時数	第1学年	毎週授業時数	第2学年	毎週授業時数	第3学年	毎週授業時数	第4学年
教科目								
体 操	男3	兵式体操 普通体操	男3	同 左	男3	同 左	男3	同 左
	女2	普通体操 若ハ遊戯	女2	同 左	女2	同 左	女2	同 左

兵式体操を特に道徳教育の手段として学校教科に編入し、強力に推進させたのは時の文部大臣森有礼であった。²²⁾ 森は、特に身体に関する教育が低調であり、敢為進取の勇氣に欠けていることを指摘し、兵式学制を樹立することによってこの欠点を補おうとした。森の公布した明治19年(1886)の小学校令によって兵式体操は公式に学校体育の中に位置づけられ、以後、普通体操と並んで学校体育の二大主流となった。

三育思想が支配的であった明治初年から10年にかけて軍隊も含めて体操一般は専ら身体的目標を追求するにとどまった。兵式体操が身体的側面よりも対人的側面を重視したことによって、わが国学校体育ははじめて身体並びに精神的目標を確立し、「身体活動を通しての人間形成」を明確に打ち出すことになった。兵式体操が体操教材として登場した意義は、その技術的内容や、それによる身体効果よりも、その志向した道徳目標にあったといわなければならない。

しかしながら、当時の情勢は、学問知識の進歩に急であって知育の一方に偏し、体育及び

衛生がかえりみられない状態にあった。それを打解するため体育振興策が相次いで施策された。明治24年(1892)大木文部大臣全国都道府県に対し「少年時体育に関する訓令」、同25年(1893)文部省は、夏季休業、学期末休業中修学旅行や課外運動を活用して学徒の心身の鍛錬すべき旨通達、同27年(1895)井上文部大臣は、「体育及び衛生に関する訓令」を出し、知育に偏し、体育を軽視することのないよう戒めている。

ところで、明治25年(1893)8月に定められた愛媛県小学校教則の体操科要旨には、土地の状況によって水泳を授けることができるとされた。松山高等小学校では体操科の中で水練を行うこととし、「水泳術実施に関する要旨」と「水泳演習細則」を作成し、同30年(1897)に知事の認可を得た。

この要項によると、水泳場は当分温泉郡道後村大字持田御園池にあて、男生徒中志願の者に限り水泳を課し、その教授期間は7月10日から8月31日、時間は毎日午後1時から4時とする。水泳術の進捗をはかつて生徒を3班に分けるとし、各班教授課程を次のように示している。

第3班

1. 竹にすがり手足の運動身体の釣合を整ふことを練習す 1. 亀遊

備考 生徒中まだ水中に入りしことなき生徒は之を区分して水の抵抗力及び圧力等を感じせしめ、漸次水に馴れしめ進んで前項の教授をなす。

第2班

1. 遊方 1. 前筏廻 1. 岩飛

備考 初步にありては順次右各項を練習せしむ、而して岩飛は強いて行はしめず、自分から進んで練習するに至らしむるものとす。

第1班

1. 向筏廻 1. 片手技 1. 片手白傘 1. 片手扇 1. 雁行

備考 各項を練習し又自由に練習せしむること第2班の如し、但此班に至りては海川等に出遊せしむることあるべし。

また、演習細則では、水泳志願者は保護者の願出を差し出すこと(第1条)、授業時間は20分ずつ3度に区分し、毎度に10分の休憩時間を置き、演習の始終及び休憩時間は振鈴をもって報じる(第4条)、雨天の日は休業とする(第5条)、各班の区別を明らかにするため、第1班赤、第2班青、第3班白の頭巾をかぶせる(第6条)、水泳の始終において点呼を行ない、人員の調査をすること(第7条)、毎年1回大演習を実施し、技術優等者に証明書を授与する(第8条)などを明らかにしている。²³⁾

こうして松山高等小学校では7月28日から御園池で水練術を開始した。同じ頃、宇和島高等小学校、宇和島尋常小学校でも北宇和郡来村大字下新築出口で水練術を始めている。

明治時代における本県の体育事情は、新聞あるいは愛媛教育協会機関誌「愛媛教育」に求めざるを得ない。中でも、明治20年(1887)に結成された愛媛教育協会の機関誌「愛媛教育」に登載された教育会記事、論説、学術研究などは本県の体育を知る上で貴重である。

明治20年代の後半までの「愛媛教育」には、水練実施の記事が散見されるくらいで体操の実施状況や授業報告に関するものは見当らず、むしろ体操を奨励する記事が目につく程度である。

明治31年温泉郡通信「生徒活力調査方取調に付委員の報告」は当時の体育について次のよ

うに述べている。

1. 体操科をせざる学校あり将来はやるべし。
1. 遊戯はこれを課さざる学校多し、是も規定時間だけはやるべし。
1. 遊戯機械中「ブランコ」「鉄棒」位は是非備付すべし。

と授業の充実や設備の整備を呼びかけている。また、同33年伊予郡教育倶楽部10周年会に来賓演説した寺尾拾次郎は、その中で「本県教育は体育に関する注意不十分なり」と指摘している。これらの記事は、当時における本県体育の実態を反映しているものと思われる。

4. 改正小学校令時代の体育

日清戦争(明治33年)前後から紡績業を中心とする産業革命—資本主義体制の形式が急速に進行したが、国家富強の基礎条件として確立を急がれてきた普通教育、とくに初等教育においても、この新たな社会的国家的状況に即して従来からの制度化方策を再検討し、将来の進展を保障する基礎固めが必要とされるようになった。²⁴⁾

明治33年(1910)8月に公布された「改正小学校令」(勅令)は、同23年小学校令の構成を受けつぎつともこれを全面的に改定している。

まず、尋常小学校を4年制に統一し、義務教育4年制が成立し、全国民に共通な基礎教育の課程が形成された。また、高等小学校は従来通り2年制・3年制・4年制としたが、2年生高等小学校をなるべく尋常小学校に併設するとし、将来の義務教育年限の延長に備えた。6年生の義務教育は同40年に実現した。

この小学校令によって、従来随意科目であった体操は、尋常・高等小学校とも必須の科目となった。小学校令の翌日公布された「小学校令施行規則〔教則〕」(明治33年8月22日 文部省令14)は、体操科の要旨と順序を次のように規定した。

体操ハ身体ノ各部ヲ均斉ニ发育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ、兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小学校ニ於テハ初ハ適宜ニ遊戯ヲ為サシメ漸ク普通体操ヲ加ヘ授クヘシ
高等小学校ニ於テハ普通体操ヲ授ケ又遊戯ヲ為サシメ男児ニハ兵式体操ヲ加ヘ授クヘシ
土地ノ情況ニ依リ体操ノ数時間ノ一部若クハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ為サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ
体操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ

なお、明治34年(1901)4月には文部省普通学務局から次表のような「小学校体操科課程及教授時間割」が通牒されたので愛媛県では同年4月12日にこれを小学校に伝達している。(勅令第15号)これによって、遊戯、普通体操、兵式体操に対する配当時間とその内容がわかる。

明治時代の後半は、日清、日露戦争を中心とする内外多難な時期であった。教育界には訓練主義を標榜する国民道徳教育運動が起り、体育は道徳教育の実践面における重要な一翼を荷うこととなった。体育は学校行事や生活指導の有力な教材となり、校訓の中にも精神と並んで身体の強健が謳われるようになった。

明治も末期になると、永年学校体操の中核を独占してきた普通体操の地位が時代の進歩と共に後退し、新たに流入してきたスエーデン体操、遊戯、行進遊戯、ダンスなどの方法によ

り動揺をはじめ、新旧交代期を迎えるにいたった。

表4 明治34年小学校体操課程及教授時間割

	学 年	毎週 時数	遊 戯	普 通 体 操	兵 式 体 操
尋 常 科	第1学年	4	毎回30分若クハ1時間		
	第2学年	4	毎回30分若クハ1時間 毎週3時間	毎回30分 体操準備 毎週1時間	
	第3学年	4	毎回30分若クハ1時間 毎週2時間	毎回30分整容法 毎週2時間 呼吸運動 身体矯正法	
	第4学年	4	同	同 徒手体操 啞鈴初歩	
高 等 科 (男)	第1学年	3	毎回30分若クハ1時間 毎週1時間	毎回30分 毎週1時間復習啞鈴	毎回30分各個教練 毎週1時間柔軟体操
	第2学年	3	同	同 復習	同 同
	第3学年	3	同	同 復習球竿初歩	同 柔軟体操 分隊教練
	第4学年	3	同	同 復習球竿体操	同 小隊教練 器械体操初歩
高 等 科 (女)	第1学年	3	毎回30分若クハ1時間 毎週1時間半	毎回30分 毎週1時間半復習啞鈴	
	第2学年	3	同	同 復習	
	第3学年	3	同	同 復習球竿初歩	
	第4学年	3	同	同 復習球竿体操 豆囊体操	

愛媛県内にあつては、愛媛教育協会の活躍が目立ち、毎年の総会で教育問題を協議して県の諮問に答え教育上実現すべき事項を建議するなど愛媛教育の発展に寄与していた。

改正小学校令後に愛媛教育協会が決議した体育関係のものに「女子体育振作方法ヲ調査スルコトノ決議」(明治34年)がある。翌35年の愛媛教育雑誌182号には「女子体育振作方法」について愛媛教育協会の論説が掲載されている。そのうち、学校において改良すべきこととして、次の事項をあげている。

(1)設備に関する事項

- 1) 女子用腰掛を特に設備すること
- 2) 女子に適當なる遊戯機械を備ふること

(2)課業に関する事項

- 1) 女子に適當なる体操及び遊戯を課すること

(3)女兒に奨励すべき事項

- 1) 努めて筒袖を用いしめ、且着袴せしむこと
- 2) 弁当の分量を増さしむること
- 3) 運動を好むの習慣を養成し、常に快活なる精神をもたしむること

生徒の服装は体操の内容と大きな関係を持っている。明治10年代から優位を占めていた保健体操的な性格が強い普通体操が後退のきざしをみせ、スエーデン体操、ダンス、遊戯、スポーツなどが取って変わろうとする中で非活動的な着物の改良に目が向けられたのは当然であった。衣服の改良については、愛媛教育雑誌の中に更にいくつかの提案がみられる。また、30年代の後半になると遊戯と体操の指導に関する論説が多くなっている。遊戯については、教材として多種多様な遊戯が登場し、遊戯に関する研究熱が盛んになったこと、体操については、普通体操以外にスエーデン体操などが流入し、現場の混乱が体操指導に関心を集めていることによるものであろう。

一方、改正小学校令以後、県下では夏休みを利用して体操の夏期講習会が盛んに開催されている。小学校教則の改正に伴う伝達講習や、体操の振興という社会的要請を反映してのことであろう。講師は、師範学校、中・女学校の教師が多く、現場に対して指導的役割を果たしている。注目すべきは、夏期講習の講師に日本体育会体操学校の生徒が目につくことである。新しい体操法は、中央に出て体育を専門的に学んでいる人達によって愛媛に伝えるというのが最も早かったことによるものか、当時は教師の中に体育専門の指導者が少なかったことによるものか、恐らく両方であろう。

義務教育の就学率は明治35年(1902)に初めて90%を突破した。就学率の飛躍的拡大に促されて、同40年(1907)3月小学校令を改正して、尋常小学校の修業年限を6年とし、義務教育6年制が成立した。

この改正によって尋常小学校の体操は、1・2年唱歌と体操合わせて4時間、3年以上各3時間、5・6年生に兵式体操が加えられた。

5. 遠足運動会

明治7年(1874)海軍兵学寮に端を発した運動会は、単に必修時の体育と密接な関連を持つばかりではなく、学校の生活全般に、更に家庭を中心とする地域社会の生活と関連した点でもきわめて重要な意義を持っていた。

明治20年代は、少年時体育振興対策が相次いで出された。その中に祝日などを利用したの体操遊戯、修学旅行や課外運動、戸外運動の奨励がある。この時期にあつては遠足は文字通り遠距離を歩くことによって、心身を鍛錬するのを第一の目的としていたため、徒歩で数里離れた目的地に向い、その地で遊戯や競技を行うことを習わしとしており、遠足と運動会は同意語として併用されていた。

愛媛県における運動会は、明治20年10月21日に挙行された越智郡今治高等小学校の記録が最も古い。それによると、桜井村に隊列運動を行ない、神社で昼食をとり、終りて対抗運動をしたとある。その後、海浜に出て獵夫に命じて網を引かせ尺余の鯛一尾を得、而して再び社前に帰り競争綱引をし、暮色がせまったので隊を整えて帰路に就いたとある。²⁵⁾ 当時の遠足が遠足運動会と称せられる所以である。

これが明治30年代になると、河原や神社の境内に赴いて遊戯競技を行う運動会と、社会見学などを折り込んで遠出する遠足とを次第に区別して実施するようになる。その典型的な例を温泉郡志津川尋常小学校(現北吉井小学校)にみることができる。同校では、同30年度の遠足運動会として、春季は3月28日に同村の重信川河原で旗奪い競走等諸種の遊戯を中心に

行なっている。河原で実施したのは、整地された適当な広場がなかったためであろう。秋季は10月26日に伊予鉄道を利用して三津カ浜に遠出し、帰途古町駅に下車し、本県尋常師範学校、県庁、裁判所、松山郵便電信局等を見学し、松山停車場から汽車にて帰校している。

遠足運動会が体操科の学習成果の意味をもって举行される今日的運動会に脱皮するのは明治35・36年頃からである。その後、運動会は年々盛大になり、同40年代には学校の一大行事として児童、父兄、地区住民の人気を博するに至った。県下一の大規模校の松山高等小学校では見物人を校内運動場に収容しきれなくなったので同41年3月17日の運動会では道後公園東トラックを会場にあて、知事、市会議長などの来賓や一般父兄が立錫の余地のないまに出席し、1,500余名の同校生徒によって、回転運動（4年女子）、サークル（1年女子）、徒手体操（1年男子）、啞鈴体操（3年女子）、分列式（2年男子）、教具運動（3年男子）、操銃運動（4年男子）、旗体操（3年女子）などが熱心に演じられた。²⁶⁾

しかし、運動会が盛んになるにつれて、父兄は徒らに勝を強い、新奇を喜び、遊散の気になって飲食して快楽を求めようになり、娯楽物のような傾向を呈しはじめた。また、学校側も人気取りのため、会場の装飾に大金を投ずるなど、弊害が目立つようになった。このため、明治40年代には、運動会の改良に関する提案が愛媛教育雑誌に目立つようになった。

総じていえば、兵式体操の盛行と共に徒歩が強調され、それによって心身を鍛錬しようとする傾向が強かった。歩くことに教育的意義を認めていたようである。一方、当時の運動会は、生徒の服装改善、体育に対する父兄の理解に貢献した。

おわりに

愛媛県における小学校体育を体育科に関する制度と関連づけながら検討した。

「学制」時代の小学校体育は、制度ができて内容がともなわず、どの程度体育が行なわれたか不明である。体操という名称で教科の一つに名を連ねているが、この時期は休憩時の「遊戯」や「遊歩」と同一視されるにとどまり、授業実施にまで手が届かなかった状況がうかがわれる。

「教育令」時代、体操は土地の状況によって加えることができる選択科目に格下げされ、改正教育令によって正科に戻り咲いたものの実施率は相当低かったと思われる。指導者の問題が普及を停滞させた原因のようである。体操が教授されるようになるのは明治10年代も後半のことである。

「小学校令」時代に至って体操はようやく教科として軌道に乗りはじめる。体操の目的や内容が明示され、教科としての充実をみた時期である。遊戯、普通体操、兵式体操、戸外運動、水泳と教材の拡大が図られ、教科の性格も身体教育から身体活動を通しての精神教育にも向けられるようになり、人間形成を明確に打ち出すようになった。

学校令時代の後半は、当時の社会情勢から体育振興策が相次いで施策され体操科への関心が高まって行った。愛媛の教育に指導的役割を果たした愛媛教育協会の機関誌「愛媛教育」の誌上で体操に関する啓蒙が活発に展開されるようになるのは明治30年代の後半からである。当時の本県における体操科の充実は不十分であり、「女子体育振作方法」が教育問題として議論されるようになる。現場では、体操、ダンス、遊戯など次々と新しい体操法が流入し、混乱しはじめるのもこの時期である。

一方、運動会は、明治20年代にあつては、徒歩で数里離れた目的地に向い、その地で遊戯や競技を行うことを慣わしとしていたため遠足運動会と称せられ、遠足と運動会は同義語として併用されていた。これが、遠足と運動会とに分けて実施されるようになるのは明治30年代である。当時の遠足や運動会は、生徒の服装改善、体育に対する父兄の理解に貢献した。

引用・参考文献

- 1) 愛媛県「愛媛県教育史」第1巻～第3巻, 昭和43,
- 2) 愛媛県教育委員会「愛媛県体育史」昭和50年,
- 3) 神田修, 寺崎昌男, 平原春好共編「史料教育法」学陽書房, P.129,
- 4) 伊予国は、学制領布の当時石鉄県・神山県の二県に分割されていた。明治6年両県は合併して愛媛県が誕生した。
- 5) 影山昇「日本近代教育の遺産」第1法規, 昭和52年, P.220,
- 6) 愛媛県「愛媛県教育史」昭和43, 第1巻, P.411,
- 7) 体操書はフランス人ベンギユの著書を石橋好一が訳したもの, 内容は、秩序運動に属するもの、徒手・手具の体操に属するもの、基礎体力的な運動に属するものからなっている。
- 8) 今村嘉雄著「日本体育の研究」不味堂, P.848,
- 9) 今村嘉雄, 前掲書, P.849,
- 10) 木下秀明「日本体育史研究序説」不味堂, 昭和46年, P.37,
- 11) 井上一男「学校教育制度」大修館, 昭和45年, P.115,
- 12) 石橋武彦「保健体育思想の研究」不味堂, P.48,
- 13) 愛媛大学教育学部「愛媛大学教育学部百年史」, P.35,
- 14) 愛媛大学教育学部「前掲書」P.15,
- 15) 愛媛県「愛媛県教育史」第2巻, P.291,
- 16) 体操伝習所, 明治11年わが国最初の近代体育研究所兼体育教師養成所として設立された。
- 17) 今村嘉雄「前掲書」P.876,
- 18) 愛媛大学教育学部「前掲書」P.66,
- 19) 仲新, 持田栄一「学校制度」第1法規, 昭和42年, P.119,
- 20) 愛媛県「前掲書」P.292,
- 21) 普通体操, 主としてダイオ・ルイスの体操に直接の範を求めながら、日本の国情に即応して修正され成立したリーランドの体操は、彼の通訳に当たった坪井玄道を中心として更に修成増補されて「普通体操」として成立をみた。
- 22) 今村嘉雄「前掲書」P.933,
- 23) 愛媛県「前掲書」P.295,
- 24) 仲新, 持田栄一「前掲書」P.122,
- 25) 愛媛県「前掲書」P.850,
- 26) 愛媛県「前掲書」P.852,